

第37回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和2年6月24日（水） 午後1時30分より

会議の場所 丹生川支所2階 防災集会室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第2 | | 会期の決定について |
| 日程第3 | 報第73号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第4 | 議第280号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第5 | 議第281号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第6 | 議第282号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第7 | 議第283号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第8 | 議第284号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第9 | 議第285号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第10 | 議第286号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について |
| 日程第11 | 議第287号 | 農用地利用配分計画（案）について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

村上真由美、谷口忠幸、丸山 斉、岩本洋子、山下義隆、鴻巣明久、加藤正雄、小坂治重、黒木甚右エ門、増田 勝、森山 護、伊藤善明、下田初秋、道上 修、清水直喜、中田一彦、杉本彰信、洞谷由次、田口康慈

○本日会議に欠席した委員

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長：林篤志、事務局次長：水橋靖、畜産課長：倭一弘、

振興主事：池田正人、農地主事：林義一、

書記：木戸脇良昭、尾形博司

飛騨農林事務所農業普及課：井之本浩美、農地相談員：森本和彦

職 務 代 理	<p>ただいまより第37回高山市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日は19名全員の出席をいただいております、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、会長より挨拶を願います。</p>
会 長	<p>ご苦労様でございます。</p> <p>昨夜、地域の営農推進協議会の役員会があり、その後有志の少人数で短時間ではありましたが、久々に懇親会を開催しました。店内の客も少なく、新型コロナの影響は続いていると実感しました。</p> <p>また、先月の当委員会で情報提供のありました持続化給付金については、新型コロナの影響で事業収入が減額となった経営者は対象となることですので、必要書類を揃えて申請提出されるかと思っております。</p> <p>さて、今回がこのメンバーでの最後の農業委員会となります。いたらぬ会長ではありましたが、3年間ありがとうございました。</p> <p>昨年は就農支援協議会としての大変表彰もいただき、皆様のご協力のおかげと感謝を申し上げます。</p> <p>このコロナ騒ぎが収まりましたら、日程調整のうえ全員で反省会を開催したいと思っています。幹事の方には、ご厄介をおかけしますがどうかよろしく申し上げます。</p> <p>本日も、スムーズな審議進行をお願いしまして挨拶といたします。</p>
職 務 代 理	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。</p>

会長が議長を務め進行いただきます。

議長 日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 8番 小坂委員と、9番 黒木委員を指名しますので
お願いします。

議長 日程第2 会期の決定について を議題といたします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。

日程第3 報第73号 農地所有適格法人の報告等について を
議題とします。

事務局の説明を願います。

林農地主 事 今回は55法人のうち7法人についての報告となります。
農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、
①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受
けた資料により総合的に確認しております。

(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有
無、農地の耕種面積、経営状況を説明)

以上、7件について報告いたします。

議長 以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 議第280号 農地法第3条の規定による
権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇
書 記

本日は、5件の上程です。

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあっては存続期間を説明)

(その他の説明)

5番案件については、一般法人であることから解除条件付きでの賃貸借設定となります。

以上、5件 田畑9筆で計 6,540 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第5 議第281号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇
書 記

今回は、3件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

以上、3件 田畑 3筆で 計 2,729 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第6 議第282号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件についてを議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇 本日は14件の上程です。

書記 当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨、農振案件については適用年度及び目的を説明)

以上 14件 田畑 21筆 4,666 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

議 長 続きます、日程第7 議第283号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

木戸 脇 書 記 今回は、2件の上程です。
(案件について、下線表示している計画の変更内容を説明)
以上2件について、ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きます、日程第8 議第284号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

木戸 脇 書 記 今回は1件の上程です。
非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年以上経過明書は公的機関による家屋登記簿や課税証明等です。
(各案件について、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写める地目、面積、確認した証明書の種類と記載されている年を説明)
以上1件、ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第9 議第285号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

尾形書記 本日は5件の上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。
(各案件について認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間及び新規・更新の別を説明)
以上、田8筆9,051㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認とします。

続きまして、日程第10 議第286号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

尾形書記 本日は6件についてのの上程です。
農地中間管理機構である借人は、貸付候補農用地等リストに基づき田畑8筆8,680㎡について、いずれも新規9年及び10年の賃貸借権を設定するものです。
以上ご審議をお願いします。

議長 だいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について、承認とします。

続きまして、日程第11 議第287号 農用地利用配分計画（案）

について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

尾 形
書 記

本日は8件についての上程です。
(各案件について認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の
作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存
続期間及び新規・更新の別を説明)
以上、田畑8筆についてご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農用地利用配分計画(案)については、承認と
します。

議 長

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意
見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第37回高山市農業委員会を閉会い
たします。ありがとうございました。

午後2時20分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

小坂 治重 委員

黒木 甚右工門 委員
